

「経営者保証に関するガイドライン」への みずほ信託銀行の取り組みについて

みずほ信託銀行

2024年12月

ともに挑む。ともに実る。



「経営者保証に関するガイドライン」へのみずほ銀行の取り組み

- みずほ信託銀行では、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」、経営者保証に係る監督指針改正（2023年4月適用開始）の趣旨や内容をふまえて、保証の必要性や保証内容の見直しの可能性等について、より具体的な説明を実施するなど、真摯に対応しております（下表①～④）。
- 加えて、お客さまの円滑な事業承継が実現できるよう、2019年12月に公表された『事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則』の趣旨や内容もふまえ、本特則に即した取り組みを実施しております（下表⑤～⑦）。

「経営者保証に関するガイドライン」へのみずほ銀行の具体的な取り組み

- | ① | 保証の必要性や保証の機能を代替する融資手法の活用について、本ガイドラインの各要件の充足状況とともに、お客さまの経営状況やご融資の内容を総合的に判断の上、お客さまのご意向もふまえて検討いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------------|-------------------------|--|--|----|----------------------------|----|-------------------------|----|------------------------------------|----|----------------------|----|----------------------------|--|--|
| ② | 保証の負担を軽減・解消したいとお考えのお客さまには、経営者保証の機能を代替する融資手法の活用も含めて、保証の必要性について改めて検討いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 保証をご提供いただくこととなった場合、保証の必要性や保証内容の見直しの可能性などを経営者保証ガイドラインに掲げられている要素を参照の上、お客さまへ具体的にご説明するとともに、保証人となるお客さまの資産状況などをふまえて保証金額を適切に設定いたします。 <table border="1"><tr><th colspan="4">経営者保証ガイドライン第4項（2）に掲げられている要素</th></tr><tr><td>イ）</td><td>法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。</td><td>ニ）</td><td>法人から適時適切に財務情報等が提供されている。</td></tr><tr><td>ロ）</td><td>法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。</td><td>ホ）</td><td>経営者等から十分な物的担保の提供がある。</td></tr><tr><td>ハ）</td><td>法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。</td><td></td><td></td></tr></table> | 経営者保証ガイドライン第4項（2）に掲げられている要素 | | | | イ） | 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 | ニ） | 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。 | ロ） | 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。 | ホ） | 経営者等から十分な物的担保の提供がある。 | ハ） | 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。 | | |
| 経営者保証ガイドライン第4項（2）に掲げられている要素 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ） | 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 | ニ） | 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ） | 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。 | ホ） | 経営者等から十分な物的担保の提供がある。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ） | 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | ガイドラインに基づいた保証債務履行請求時には、一定の経済合理性が認められる場合における保証人の残存資産の範囲について検討を行ったうえで、保証債務の免除要請にかかる検討に誠実に対応いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | 事業承継時、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めません。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ | 事業承継時、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、保証の必要性を改めて検討いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | M&Aや事業再生により主たる株主等に変更が発生した時には、保証契約の変更・解除について真摯に検討いたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

経営者保証の機能を代替する融資手法の活用

- みずほ信託銀行では、経営者保証の機能を代替する融資手法として以下の枠組みを準備し、お客さまのさまざまなニーズにお応えしてまいります。
- これらの代替的な融資手法に関する個別のご相談がございましたら、お取引部店までお問い合わせください。

みずほ信託銀行の「経営者保証の機能を代替する融資手法」のラインアップ

解除条件付連帯保証	お客さまの株式上場時に保証の効力が消滅する保証契約を準備しております。 本契約を活用することで、保証の効力を株式上場までに制限しつつ、お客さまの事業展開をサポートしてまいります。
停止条件付連帯保証	経営の透明性や情報開示などに関する特約条項に抵触しない限り、保証の効力が発生しない保証契約を準備しております。

解除条件付連帯保証を活用した事例

将来的に株式上場を展望されている一方で、現状、業歴がまだ浅いお客さまに対して、解除条件付連帯保証を締結して、事業拡大にかかる資金のご融資をいたしました。お客さまの事業内容を丁寧に分析するとともに、お客さまの経営戦略を共有させていただくことで、お客さまの事業の拡大をサポートすることができました。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

○ みずほ信託銀行の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況は以下のとおりです。

項目 (中小企業者のお客さま向け)	2022年10月～ 2023年3月	2023年4月～ 2023年9月	2023年10月～ 2024年3月	2024年4月～ 2024年9月
① 新規に無保証で融資した件数 (※1)	210	113	185	127
② 新規融資件数 (※1)	267	159	226	157
③ 新規融資に占める経営者保証に依存しない比率 ((①+④) ÷ ②)	78.7%	71.1%	81.9%	80.9%
④ 経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数 (※2)	0	0	0	0
⑤ 保証契約を解除した件数	7	7	6	17
⑥ 事業承継時（代表者交代時）の保証取得状況				
(a) 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、 新経営者との保証契約を締結しなかった件数 (比率)	1 (100%)	0 (0%)	— (※3)	— (※3)
(b) 旧経営者との保証契約を解除する一方、 新経営者との保証契約を締結した件数 (比率)	0 (0%)	2 (100%)	— (※3)	— (※3)
(c) 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、 新経営者との保証契約は締結しなかった件数 (比率)	0 (0%)	0 (0%)	— (※3)	— (※3)
(d) 旧経営者との保証契約は解除せず、かつ、 新経営者との保証契約を締結した件数 (比率)	0 (0%)	0 (0%)	— (※3)	— (※3)

(※1) 既存のお借入の借換えや、極度契約の設定・更新を含みます。

(※2) 停止条件付連帯保証、解除条件付連帯保証の件数です。

(※3) 半期ごとの公表につき、2025年6月頃に更新予定です。

本資料に関するご相談の内容によっては、当行所定の審査が必要となる場合や、手数料・諸経費などをお客さまにご負担いただく場合があります。また、一般のご融資と同様、審査結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合もあります。個別のご相談がございましたら、お取引部店までお問い合わせください。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

